

パートナー向け補足情報 制限付き株式

日本

概要

本補足資料は、**2005 長期株式インセンティブプラン**(以下「プラン」)に基づき付与された制限付き株式単位(以下「RSU」) 1 を **Starbucks Corporation**(以下「会社」)から受け取る際に生じる課税関連、その他の影響についてまとめたものです。

この補足は、2018年8月時点において、各国で実施されている税法に基づいています。

税法は複雑であり、頻繁に改訂される可能性があります。結果として、このプランに基づき取得した RSUの付与、権利確定、会社株の発行、かかる株式の配当金支払、および会社株式の売却に関する、 個人的な納税義務と責任について助言、指導を求める場合は、かかりつけの税理士にご相談ください。

この補足資料は原則として一般的事項を扱い、適用される可能性のある諸法令、規則、規定のすべてを 網羅しているわけではありません。個人の特定の納税または財務状況に当てはまらない内容もあり、あ なたの具体的な納税に関する結果について、「会社」は保証できる立場にありません。本補足での情報 では、RSUが株式として受け取られ、またその株式が権利確定日後、手続き上可能な限り出来るだけ早 く発行されるものとみなします。株式に対して配当が支払われた場合、その配当は海外証券会社口座に 入金されます(即ち、お住まいの国の銀行またはお客様の口座には支払われません)。お住まいの国の 税金またはそれに関連する他の法令が、お客様の具体的な状況に対してどのように適用されるかについ ては、適切な専門家にご相談されることを強く推奨します。

お客様が、他国の市民権を所有している場合や他国の居住者である場合、もしくは RSU が付与された後に他国へ転勤または居住することになった場合、もしくは課税時にすでに雇用が終了している場合は、本補足資料の情報が適用されない可能性があります。

最後に、本補足資料の情報は、お客様がアメリカ合衆国の課税対象の在住者ではなく、かつ Form W-8BEN の書式提出を完了しており、非アメリカ合衆国在住者の立場を確定しているものとみなします。

この文書は、1933 年合衆国証券法(改正版を含む)に基づき、証券取引 委員会に登録された証券に適用される目論見書の一部を構成します。

¹RSUとは、会社株式を後日無償で発行するための積立金のない、無担保の保証です。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
付与	非課税です。	
権利確定	RSU が権利確定し、株式を受け取った日に、お客様は課税対象となります。	
課税額	権利確定日における株式の公正市場価格です。	
課税額の性質	報酬所得	
所得税は生じますか?	はい(国税および地方住民税率が適用されます)。	
社会保険料負担はあり ますか?	いいえ。	
その他の課税はありま すか?	復興特別税。2037 年 12 月 31 日まで、国税の納税負担分(このプランに基づいて生じた所得税、キャピタルゲイン課税の国税部分を含む)に対し、東日本大震災津波被害の復興税として2.1% が適用されます。	
	出国税 1 億円以上の財産を有する日本国民、および長く日本に住んでいる人が国外へ引っ越す場合に「出国税」が課せられるようになりました。本プランで取得した株式等の証券は、出国税に関する財産に含まれます。	
	その他の納税については、かかりつけの税理士にご相談くだ さい。	

源泉徴収と報告		
源泉徴収		
所得税は差し引かれま すか?	いいえ。支払い義務のある所得税を、認可を受けた銀行を 通じて国税庁(以下「NTA」)に支払うことはお客様自身の 責任です。	

源泉徴収と報告		
社会保険料負担は差し 引かれますか?	差し引かれません。	
その他の税は差し引か れますか?	いいえ。支払い義務のあるその他の税金を、認可を受けた銀行 を通じて NTA に支払うことはお客様自身の責任です。	
報告年		
課税価額の報告義務は ありますか?	お客様の雇用主は、日本の税当局に対して、毎年 3 月 31 日までに、前暦年の間の所得に関して、Form 9(3) にて課税額を課税所得として報告することになっています。	

配当	
お住まいの国での課税	株式を取得し、その後、会社株における配当が申告された場合、 株式に対して支払い済みの配当はお住まいの国の課税対象となり ます。
	お客様には、配当総額の報告、およびお持ちの株式において支払い 済みの配当に対する現地の国税の支払い義務があります。
米国内の課税	さらに、支払い済みの配当にはすべて、アメリカ合衆国(以下「米国」)連邦税が源泉徴収されます。あなたは、米国が租税条約を結ぶ国の居住者として、かかる配当の米国連邦税の源泉徴収に対して低い課税率を要求することができます。租税条約の優遇措置を受けるには、アメリカ合衆国内国歳入庁の Form W-8BEN に記入し、株式を預け入れている他の証券会社に提出しなければなりません。また、米国連邦税の源泉徴収分については、お客様の国で税額控除を受けられる場合があります。この税額控除に関しては、かかりつけの税理士にご相談ください。

株の売却

お住まいの国での課税

このプランで取得した会社株を売却する場合、認識している収入が 追徴課税の対象となることがあります。

課税対象収入は、売却利益およびお客様の株式における課税基準の差額を調整します(一般的に、売却利益取得日における株式の公正市場価格です)。一般的に、この総額は、定額(国の個人税および地域の住税からなる)に対する課税対象であり、2037 年 12 月 31 日まで、国の所得税額における震災復興特別税が追加されます。

このプランで取得した会社株を株式の課税基準より少ない価額で売却する場合、資本損失となります。資本損失は、同じ年、およびその後3年間の株式譲渡益を相殺することがあります。

個人所得納税申告書を提出する際、個人的に、会社株の売却で発生 する課税対象収入を、NTA に対し認可された銀行を通じて報告する 義務があります。

売却時の株式譲渡益(損失)は複雑なので、この件に関しては税理 士にご相談ください。

米国内の課税

アメリカ合衆国の課税対象となる住人ではなく、非アメリカ合衆国国民の立場を証明するため、会社および/または証券会社に Form W-8BEN を提出した場合、このプランで取得した株式を売却する際に得る収入は、アメリカ合衆国の課税対象にはなりません。Form W-8BENを提出していない場合、証券会社が収入に対して、24%の税率で米国の予備源泉徴収を課すことになります。

その他の情報

アメリカ合衆国遺産税

会社株(および特定の賞与)を死亡時に持っている場合、アメリカ合衆国遺産税が死亡時に課されることがあります。アメリカ合衆国遺産税法は、アメリカ合衆国外に居住する非アメリカ合衆国国民(以下「非在住外国人」)のため、総遺産が 60,000 米ドルを超過する場合、遺産納税申告書を作成しなければなりませんが、遺産の租税条約を適用する場合、結果的に異なるものとなります。非在住外国人の総遺産は、アメリカ合衆国内にある資産で、お客様の会社株(および本プランで付与された特定賞与)も含まれます。 これらの法律は複雑なので、お客様の相続人が税理士またはファイナンシャルアドバイザーにご相談されることをお勧めします。